

埼玉大学教育学部附属幼稚園 園則

[平成14年3月20日制定 平成26年4月1日改正 令和5年4月1日改正 令和6年4月1日改正 令和7年4月1日改正]

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉大学教育学部附属幼稚園（以下「本園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、(旧)国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号、平成16年廃止）を参考に、幼稚園教育の理論と実際に関する研究及びその実証をし、かつ教育学部生の教育実習を行うことを目的とする。

(性格)

第2条 本園は、埼玉大学教育学部の附属学校であることから、次のような性格をもつ。

- (1)教育学部の計画に基づき、教育学部生の教育実習の実施にあたる。
- (2)教育に関する理論及び実践についての研究・実証を行う。
- (3)埼玉県内及びさいたま市内の幼児教育関係の諸活動に協力する。

(保育年限)

第3条 本園の保育年限は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----|
| 3歳入園児 | 3年 |
| 4歳入園児 | 2年 |

第2章 組織

(学級及び定員)

第4条 本園の学級数及び幼児定員は、次のとおりとする。

区分	学級数	幼児定員
3歳児	1	22人
4歳児	1	28人
5歳児	1	28人
計	3	78人

(職員組織)

第5条 本園に、次の職員を置く。

園長
副園長
教諭
養護教諭
事務職員

- 2 園長は、教育学部の教授をもって充てる。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。
- 4 園務分掌については、別に定める。

第3章 教育課程

(教育課程)

第6条 本園の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき編成する。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の3期に分ける。

第1期 4月1日から8月31日まで

第2期 9月1日から12月31日まで

第3期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、保育を行うことがある。

(1)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2)日曜日及び土曜日

(3)開園記念日 6月19日

(4)春季休業日として園長が定める日

(5)夏季休業日として園長が定める日

(6)冬季休業日として園長が定める日

(7)学年末休業日として園長が定める日

(8)県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例58号）に規定する日 11月14日

2 園長は、教育上必要がある場合は、前項の休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第5章 入園、退園及び出席停止

(入園の時期)

第10条 入園の時期は、学年の始めとする。

(入園の許可)

第11条 入園の許可は、所定の手続きを経た者に対し、園長が許可する。

(入園の手続き)

第12条 入園を希望する者の保護者は、入園願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

2 入園を希望する者のうち、選考の上、入園予定者を決定する。選考方法は別に定める。

3 前項により入園予定者となった者の保護者は、所定の書類を提出しなければならない。

(通園区域)

第13条 本園に通園区域を設ける。通園区域は、別に定める。

(住所の変更)

第14条 幼児及び保護者の住所等を変更しようとする場合は、速やかに園長に申し出なければならない。

(転退園)

第15条 やむを得ない場合により、幼児を転退園させようとする保護者は、あらかじめその旨届け出なければならない。

(転入園)

第16条 転入園については、別に定める。

(出席停止)

第17条 幼児が学校感染症にかかり、若しくはそのおそれがある場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び同法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に基づき、園長は、その保護者に対して、その幼児の出席停止を命じることができる。

(欠席等)

第18条 幼児が病気等のため欠席、遅刻又は早退する場合は、保護者はその旨届け出なければならない。2週間以上の長期にわたる病気等の場合は、長期欠席願書に診断書又は理由書を添えなければならない。

第6章 教育課程の修了

（教育課程の修了）

第19条 全課程を修了したと認定した者には、修了証書を授与する。

第7章 検定料、入園料及び保育料

（検定料、入園料及び保育料）

第20条 検定料、入園料及び保育料の額及び徴収方法は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第69号）の定めるところによる。

（検定料等の返付）

第21条 既納した検定料、入園料及び保育料は、返付しない。

第8章 雑則

（雑則）

第22条 この園則に定めるもののほか、本園の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この園則は、平成14年4月1日から施行する。